

時 の動き

画期としての横浜地裁判決

厚木基地爆音防止期成同盟 高久 保



行政訴訟勝利は第一歩

2007年12月17日に原告6993名により提訴した「第四次厚木訴訟」は、2014年5月21日、横浜地方裁判所で結審されました。内容は、これまでの全国の基地関連の判決、判例と比べても画期と呼べる内容になっています。

今回は、民事訴訟と行政訴訟を併せた訴えとなっています。「飛行差止」については民事訴訟ではその限界が明らかだったからです。報告で明らかにしておきたいことは、厚木基地の使用については自衛隊が運用の責任を持っているということです。だから行政訴訟によつて、米軍による飛行差止に作用すると考えたからです。このことが訴訟を起すポイントでもあったわけです。

判決が確定後、原告団が多数だということもあって、各地の40数カ所で報告会、そして今後の取り組み強化に向けた意思統一を、各会場担当弁護士参加で開催しています。

画期判決の第一は

飛行制限付きで全面勝訴ではありませんが、行政訴訟の判決は自衛隊機の飛行制限に踏み込んだものです。判決内容は午後10時から午前6時までの飛行禁止です。(自衛隊の使用する航空機を運用させてはならない)とするものでした。ただし、厄介なのは「やむを得ない場合を除き」の但し書きです。

但し、この判決を受けた国は、「飛行差止」については判決後5月26日、即刻控訴しました。

このような国の態度を見てもわかることですが、「飛行差止」は自衛隊の存在にかかわる判決であったからです。控訴は集団的自衛権を憲法解釈で、なし崩し的に押し通そうとする「国」の裁判での一貫した姿勢です。

さらに「爆音」訴訟は全国の基地で闘われています。そのため、この画期的判決が他の裁判に波及することを恐れ即刻控訴になったのだと考えます。

だが残念なのは、本来多くの爆音被害を住民に押し付け、住民の健康や安全に対して脅威となっている「米軍機」の飛行差止めを踏み込めないことでした。佐村浩之裁判長を含めた3人の裁判官も、日米安全保障条約6条および日米地位協定2条が重しとなっているため、差止請求を却下し、それは日本が米



2014年5月21日 (水) 横浜地裁判決

国の支配下にあるかの錯覚を起させます。

画期判決の第二は

騒音公害における賠償金額は、これまでの第一次から第三次までの結果と比べ大きな前進が図られたことです。原告団は騒音レベルに関係なく一律の賠償請求を行ってきました。原告団全員の受容できない苦しみが背景として存在するからです。そのため訴訟の請求は

全員に一律2万円(ひと月あたり)、提訴開始の3年前、2005年1月からの賠償を求めてきました。これら期間について、裁判所

は先例に基づいて認めました。しかも騒音レベルW値95以上であっても請求の満額を結審で申し渡されることは、これまでなかったのです。今次裁判ではその2万円という請求をW値95以上に満額認めたことでした。賠償問題は双方の主張の50%程度がこれまでの判例になっていました。

第一次からずつと削られてきた賠償額が初めて満額とされたのです。賠償総額70億円という大きな補償額になりました。しかるに国はこの賠償問題は時間をおいて6月3日、控訴を行ってきました。賠償額の大きさもありますが、爆音で苦しむ方々の救済はどうでもよいという考え方があるからでしょう。

しかし、高等裁判所への控訴は、大きなデメリットを国が負います。現在の国賠償は確定した賠償額に年率5%の利息を付けなければなりません。2005年1月からの賠償を判決は確定しているのですから、高裁判決を待つとなると、第三次までの経過をみると利

息だけで賠償額に等しくなるだろうと思いません。

被告「国」の控訴を受けて

原告は訴訟ですべてに勝訴したわけではありませぬ。画期的な裁判の判決内容は先に述べましたが、米軍の飛行差止めや外国人であるがための不当差別の判決(原告を外国人だとして除外)まで原告は認めたわけではありませぬ。国の政治との関連がある判決でしたから、国の控訴は原告団も予測はしていました。そのため、原告団も速やかに対処することが求められ、判決に対して敗訴したもの、勝訴したものすべてにおいて、原告側が「付帯控訴」しないと、せつかくの有利な判決も、国の主張に沿って覆ります。

今回の画期となった裁判の判決も、被告「国」の控訴で一番判決は確定しませんが、引き続き東京高等裁判所で争うことになります。賠償問題とともに、比重は行政訴訟での自衛隊機の制限付き飛行禁止が焦点となります。原告団は精一杯奮闘します。

(たかく たもつ)